「川内原発再稼働に対する適合確認申請」について

公 開 質 問 状

市民自らの政策を持とう会

私たちはあの福島原発事故とその後の経過をみて、日本の原子力発電事業のありかたに、根本的な転換をもたらさねばならない時がきていると考え、2014 年 2 月 12 日、「原子力発電に対する一般市民からの提言」をまとめ、国と地方の関係機関に送付いたしました。

しかし、先般、九州電力が薩摩川内原子力発電所の再稼働に向けて「新基準」への適合確認の申請をされたという情報を聞きました。福島の原発事故がまだ収束していない状態であるにもかかわらず、原発再稼働に向けて動き始めることに、大きな疑念を禁じえません。

福島原発事故の際に、放射性汚染物質が広範囲に拡散したことに鑑みると、国内の全原子力発電所に大量の使用済み核燃料が集積しており、それをどのように始末するかという大問題に対しても、明確な結論を得ないままに、原発再稼働に踏み切ることは許されないことです。「40 年廃炉の厳守」「プルトニウム抽出の廃止」「核燃料サイクル計画の放棄」など、原子力発電の今後を見通した全体計画をまず確立したうえで、再稼働の是非を検討すべきです。

現段階における原発再稼働の審査には数多くの疑問があります。以下私たちが真剣に討論して作成した 9 つの質問事項を列記しますので、明確なご回答をお聞かせいただきますようお願いいたします。

1. 使用済み核燃料と汚染水の処理法について

使用済み核燃料および汚染水の最終処理には、どのような方法を実施すべきだと考えるか。その具体的な実施スケジュールを合わせてお尋ねする。

2、原発ゼロに至る工程の具体的な計画について

最終的に原発ゼロをめざす方針のもとに、自然エネルギーへの転換を含めて、原発ゼロにいたる工程の具体的なスケジュールをお示し願いたい。

3、原子炉の管理組織と責任者について

原子炉の管理責任者は誰であり、管理組織はどのようになっているのかについて、

具体的にお答え願いたい。

4、管理要員の安全教育体制について

福島原発事故の際に問題となった管理要員の技術教育、安全教育の不足に対して、どのような体制改善を図られたか、具体的に説明願いたい。

5、住民が納得できる事故防止計画について

原発を設置している自治体は、住民が納得できる事故発生の防止計画を住民に示したか、お答えいただきたい。

６、50km 以内周辺自治体の住民と職員の避難訓練について

原子力発電所に所属する職員は、事故発生によって影響を受ける、50km 以内の住民とともに、定常的な避難訓練を実施すべきで、その具体的な計画をお示し願いたい。

7，50 ㎞以内の住民の承認を求める計画について

50 ㎞圏内のすべての市町村で住民説明会を実施し、住民の承認を得る計画があるのか。あるとすれば、その具体的な計画をお示し願いたい。

８、どうしても原発再稼働したいとき、チェックする項目（別紙）について

原発を安全に再稼働するためには、少なくとも、別紙にあげる「原発再稼働の条件」がすべてみたされていなければならないと考える。再稼働を検討中の原発はこれらの条件をみたしているかについて、詳細にお答えいただきたい。

９、再稼働関連の情報の公開について

再稼働を検討している原発の現状と、いま検討しておられる事項は、まだほとんど公にされず、国民に深刻な不安をもたらしている。こうした国民の疑問にこたえるため、関連情報の全面公開をお願いする。

原発は、一旦事故が起これば、福島で経験したとおり、被害の波及は甚大であります。人体への影響についても徹底的に検討し、原発の存続の是非を真剣に考えるべきであります。住民とともにあるエネルギー源のあり方は、住民と一緒になって考えるべきであり、そうした共通の地盤を構築する意味からも、誠意あるご回答をお願い致します。

公開質問状作成者（50 音順）

稲生　慧	山口県岩国市岩国 4-9-8
井原勝介	山口県岩国市今津町 2-17-16
河井弘志	山口県大島郡周防大島町日前 1039
津田利明	山口県岩国市桂町 2 丁目 2-68
南部博彦	山口県岩国市平田 6-37-21
藤川俊雄	山口県岩国市平田 6-29-1

市民自らの政策を持とう会　共同代表　連絡先

842-2804 山口県大島郡周防大島町日前 1039　河井弘志　Tel: 0820-73-0198

E-Mail：hikawai@love.email.ne.jp

741-0062 山口県岩国市岩国 4-9-8　稲生　慧　Tel: 0827-43-4150

E-Mail：akiraino498@ybb.ne.jp

「市民自らの政策を持とう会」ホームページ：

http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp/

原発再稼働の条件

1　放射能汚染物質排出規制法が必要である。
　1）放射能汚染物質の排出責任と除去義務
　2）違反した場合の罰則の規定⇒財産喪失や健康被害、場合によっては生命にかかわることがおきる

2　原子炉と原子炉、および使用済み核燃料プールの間には、30 キロメートル以上の保安距離がなければならない。

3　使用済み核燃料プールの核燃料の安全基準も、原子炉内の核燃料と同じ安全基準でなければならない。

4　国が、原子力シビアアクシデント（過酷事故）に対応できる専門隊を設けていなければならない。

5　原子力シビアアクシデントが発生した時、緊急炉心冷却系が自動起動でき、炉心が安定温度に達し、その温度を一定時間保持できるまでは、人為的操作ができない構造になっている必要がある。

6　原子力シビアアクシデントが発生し、全停電（SBR:ブラックアウト）になった時でも、原子炉と格納容器の水面の高さが確認できるような、液面計や圧力計、温度計、緊急冷却系や可搬式ポンプ等の冷却水の流量計などが設備されていなければならない。

7　原子炉と格納容器の緊急圧力逃がし系には、遠隔操作弁の他に、手動弁がついていなければならない。

8　遠隔操作弁の駆動用や計器用の空気配管および計器類は、耐震基準 S になっていなければならない。

9　原子炉と格納容器の炉心冷却機能が失われたとき、可搬式ポンプ等で冷却できるように、配管は他系統に分岐接続されていない専用配管になっていなければならない。

10　原子力シビアアクシデントが発生して全停電（ブラックアウト）になっても、原子力建屋から安全な距離で、溢水しない場所で操作できるように、6、7 項の計器と手動弁は、原子炉建屋同程度の、堅牢な構造の建物内に設けられていなければならない。

11　原子炉建屋には、津波やタンクや配管の破損による溢水対策が出来ていなければならない。

12　原子炉建屋の出入り口の扉や開口部は、常時閉として、閉止状態が監視できること、また、緊急時に建屋内に人が取り残されることなく閉鎖できる機能があることが必要である。

13　原子力シビアアクシデント発生時に、（全停電）対応能力評価ができていなければならない。

1) 発電所員や操作員および電力会社本社が的確に対応できる習熟評価されていること。

2) 習熟評価は定期的におこなうこと。

14 国が原子力シビアアクシデント発生時のマニュアルを作って公表し、また国会が定期的に習熟評価を行って、その結果を公表すべきである。

15 発電所から半径 50 キロの住民が安全に避難できる体制が整っていなければならない。しかも、整っているかいないかの評価は住民自身がおこなうべきであり、その確認は原子力規制庁がおこなうことが必要である。

16 発電所から半径 50 キロの住民の意思を、この範囲に含まれる自治体が確認しなければならない。

17 事故の起きたときの損害賠償責任は、許可した時の総理大臣、関係大臣、関係省庁の決定責任者が負わなければならない。

公開質問状　回答

１、使用済み核燃料と汚染水の処理法について

２、原発ゼロに至る工程の具体的な計画について

3. 原子炉の管理組織と責任者について

4、管理要員の安全教育体制について

5、住民が納得できる事故防止計画について

6. 50km 以内周辺自治体の住民と職員の避難訓練について

7. 50km 以内の住民の承認を求める計画について

８、どうしても原発再稼働したいとき、チェックする項目（別紙）について

９、再稼働関連の情報の公開について

回答責任者　機関名

職名

氏名

回答期日　　2014 年　　月　　日